

県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準

1 評価実施機関

- (1) 評価は、「県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。
- (2) 評価委員会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、この「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の判断を行う。

2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以下である者の入札書および提案書について、提案内容の評価による「技術点」と入札価格から算出した「価格点」を合計した総合評価点を評価委員会が算定した後、次の方法で落札者を決定する。

- (1) 有効な入札書および提案書を提出した入札参加者であって、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のあるとき）の対応
 - ア 入札参加者それぞれの「技術点」および「価格点」が異なる場合
「技術点」が最も高い者を落札者とする。
 - イ 入札参加者それぞれの「技術点」および「価格点」が同じで「入札価格」が異なる場合
「入札価格」が最も低い者を落札者とする。
 - ウ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」および「入札価格」が同じ場合
くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9に基づき、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

3 総合評価点の構成

$$\text{総合評価点 (714 点満点)} = \text{技術点 (500 点満点)} + \text{価格点 (214 点満点)}$$

4 価格点の算定方法

(1) 算定式

価格点は、入札価格をもとに次の算定式により算出する。ただし、小数点第2位未満は切り捨てとする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 214 \text{ 点}$$

(2) 入札価格の上限 [予定価格]

- ア 入札価格の上限は、1,636,363,637円（5年間の総経費。ただし、消費税および地方消費税を含まない。）とする。
- イ 各年度配分額の上限額（消費税および地方消費税を含まない。）は次のとおりとする。

令和7年度	(2025年度)	499,736,364円	(構築費)
		132,609,091円	(運用管理・保守)

令和8年度	(2026年度)	227,324,546円	(運用管理・保守)
令和9年度	(2027年度)	227,324,546円	(運用管理・保守)
令和10年度	(2028年度)	227,324,545円	(運用管理・保守)
令和11年度	(2029年度)	227,324,545円	(運用管理・保守)
令和12年度	(2030年度)	94,720,000円	(運用管理・保守)

5 技術点の採点方法

- (1) 技術点は、様式5「提案項目一覧表」により提案内容を評価したものの合計点とする。
- (2) 提案は、様式5「提案項目一覧表」の項目によるものとする。
- (3) 技術点は、提案項目に500点を配する。
- (4) 技術点の採点は評価委員会の委員が行い、委員の平均点をもって最終的な技術点を決定する。

6 評価基準

(1) 評価基準の考え方

- 様式5の項番1～14の採点は、評価項目ごとに、下表の観点により6段階の評価（点数付与。0点を含む）を行い、項目ごとに重み付けを行うための加重係数（各評価項目の配分点数÷5）を乗じる。

評点	評価基準（例）
5	特に優れている。
4	評価項目の実現にあたり、一般的な水準に比べて優れている。
3	一般的な水準である。
2	提案書に提案内容の記載はあるが、一般的な水準に比べて劣っている。
1	特に劣っている。
0	要件を満たしていない

7 評価の対象外となる場合

評価委員会事務局の事前の審査の結果、次に該当する場合は、失格となり評価委員会による評価の対象外となる。

- (1) 入札価格が予定価格を上回る場合
- (2) 業務費の各年度の配分額が、各年度配分額の上限額（4(2)イの額）を上回る場合
- (3) 仕様書の要求項目のうち実施しない、またはできないとする項目がある場合
- (4) 仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合
- (5) 提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合
- (6) 入札説明書 別記様式4「要件確認表」の必須項目に○がついた項目について「対応不可 ×」となっている場合